

## 労働基準法違反の疑いで書類送検

～労働条件を書面で交付せず、法定の休憩時間を与えず、

時間外労働に対する割増賃金の一部を支払わなかった疑い～

名古屋北労働基準監督署（署長 橋本 享）は、令和6年12月12日、下記の被疑者を労働基準法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1. 被疑者

株式会社神戸館ほか2名

（所在地：愛知県名古屋市中村区 事業内容：飲食業）

#### 2. 被疑条文

労働基準法第15条第1項（労働条件の明示）

労働基準法第34条第1項（休憩）

労働基準法第37条第1項（時間外労働に対する割増賃金）

労働基準法第119条第1号（罰則）

労働基準法第120条第1号（罰則）

労働基準法第121条第1項（両罰規定）

#### 3. 被疑内容

##### 第一

労働基準法では、使用者は、労働者を雇い入れるにあたって賃金、労働時間その他の労働条件を書面の交付等の方法により労働者に明示しなければならないのに、被疑者は、労働者1名に対し、書面の交付等によって労働条件を明示しなかった疑いがあるもの。

##### 第二

労働基準法では、使用者は、労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分以上、労働時間が8時間を超える場合に少なくとも1時間以上の休憩を労働時間の途中に与えなければいけないのに、被疑者は、労働者1名が勤務する2労働日について労働時間が6時間を超えたのに45分以上の休憩を与えず、3労働日について労働時間が8時間を超えたのに1時間以上の休憩を与えなかった疑いがあるもの。

##### 第三

労働基準法では、労働者に時間外労働を行わせた場合には割増賃金を支払わなければならないのに、被疑者は、労働者1名に対する令和5年10月分の時間外労働に対する割増賃金合計770円を支払わなかった疑いがあるもの。

#### 4. 関係法条文

##### 労働基準法

(労働条件の明示)

##### 第 15 条第 1 項

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

(休憩)

##### 第 34 条第 1 項

使用者は、労働時間が 6 時間を超える場合においては少くとも 45 分、8 時間を超える場合においては少くとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

##### 第 37 条第 1 項

使用者が、第 33 条又は前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が 1 箇月について 60 時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(罰則)

##### 第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 3 条、(中略)、第 34 条、(中略)、第 37 条 (中略) の規定に違反した者  
(二号以降、略)

(罰則)

##### 第 120 条

次の各号のいずれかに該当する者は、30 円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 15 条第 1 項若しくは第 3 項、(中略)、第 23 条から第 27 条まで、(中略) までの規定に違反した者  
(二号以降、略)

(両罰規定)

##### 第 121 条第 1 項

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)

を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

以上